

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

長浜市東浅井商工会と長浜市びわ商工会及び長浜市長浜北商工会の3つの商工会は、令和2年4月1日に合併し、「長浜市商工会」という新しい商工会となる。

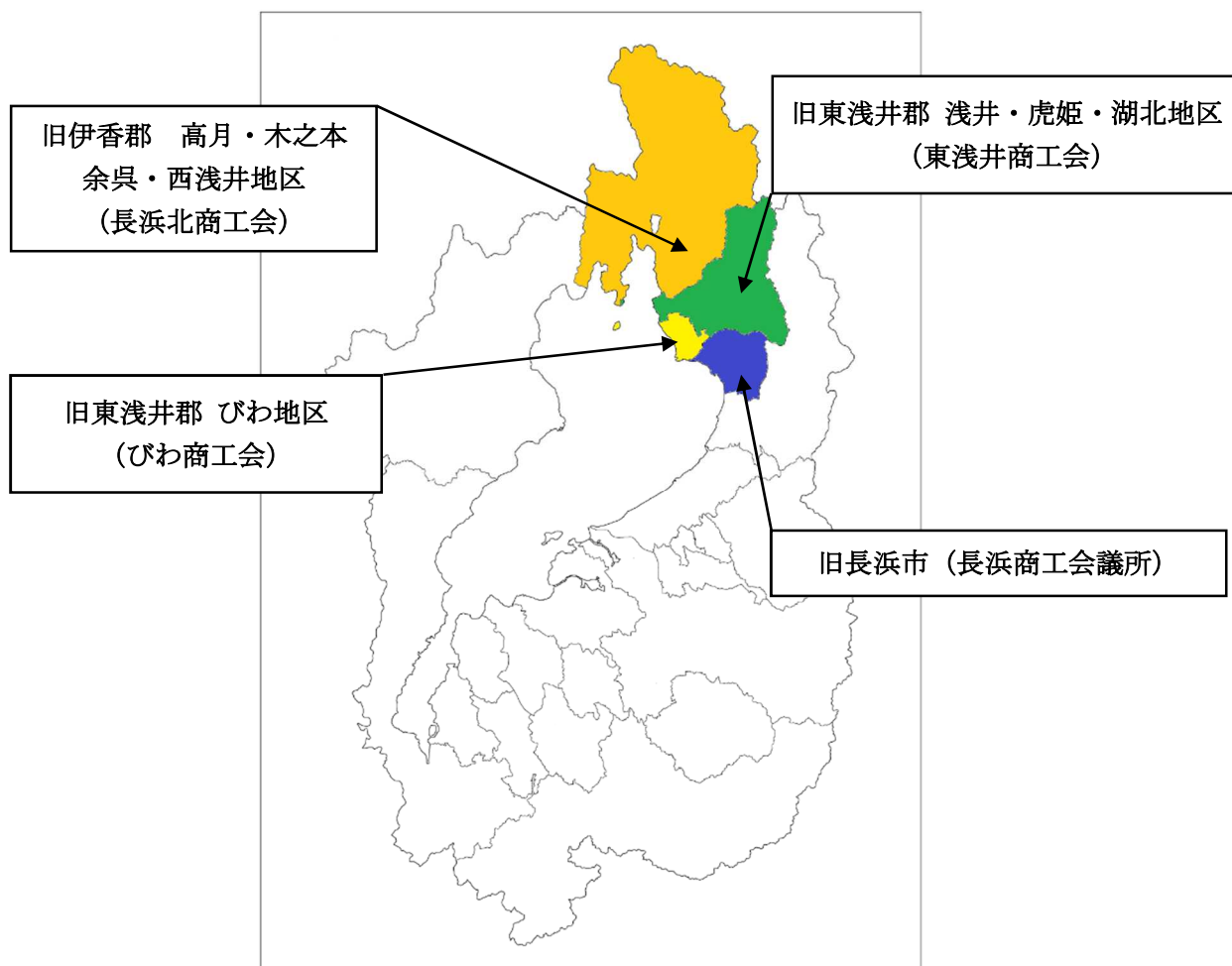
来年度の3商工会の合併に向けて、長浜市商工会として、事業継続力強化支援計画を策定し実施することが、商工会地域の小規模事業者にとって効果的な支援につながると考え、3商工会で共同申請することとした。

I 現状

(1) 長浜市と商工会の位置

長浜市は、平成22年(2010)1月1日、長浜市、東浅井郡虎姫町、東浅井郡湖北町、伊香郡高月町、伊香郡木之本町、伊香郡余呉町、伊香郡西浅井町の1市6町が合併したもので、図1において4色に着色された区域を有し、北は福井県、東は岐阜県に接している。

図1. 長浜市と長浜市商工会地域の位置



(2) 地域の自然条件

長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、東に伊吹山系の山々、西に琵琶湖があり、中央には伊吹山系を源とする姉川や高時川、余呉川等により形成された湖北平野が広がっている。長浜市の総面積は 681.02 km²（うち琵琶湖の面積が 142.42 km²）であり、滋賀県全体のおよそ 17.0%を占めている。

【地勢】

位置 東経 136 度 18 分 30 秒 北緯 35 度 20 分 25 秒

範囲 東西 24 km 南北 40 km

海拔 最高 1,317.0m 最低 85.0m

【地形、地質】

1) 地形

長浜市の地形は、市域中央を流れる姉川や高時川、余呉川により形成された低地と市域東部、東北部及び北部の山地部に大別される。

2) 地質

長浜市の地質は、下位より湖北山地等を構成する基盤岩である中・古生層と、これを覆う洪積層及び沖積層からなる。沖積層は、平野の表層に堆積している最も新しい地層であり、未固結の泥、砂等からなり、軟弱な地盤である。特に湖岸部は締まりの緩い砂層が多くなっている。

市域にある主な活断層の状況は、市域東部の伊吹山南山麓を北西から南北方向に関ヶ原断層、北方の姉川支流の草野川沿いの南北方向に醍醐断層が通り、近江盆地の北東縁を切る柳ヶ瀬断層は柳ヶ瀬トンネル付近から北陸自動車道沿いに南東方向に旧虎姫町にまで達する。

3) 気象

① 気温

年間平均気温 13.9℃、最高気温の平均値 18.7℃

最低気温の平均値 9.6℃、最高気温は 7 月から 8 月、最低気温は 1 月または 2 月

② 降水量

当市の降水量は、梅雨時期の 6～7 月、台風時期の 9 月に多い傾向にあるが、市南側の湖岸部と市北側の山間部によって傾向が異なる。市北側の山間部では、降雪があるため、冬季にも非常に多くの降水量がある。

市南側の湖岸部の年降水量は、1,533.2 mm である。市北側の山間部では、年降水量が 2,691.4 mm と南側の湖岸部と比べて 1,000 mm 程度多い。近年の地球温暖化の影響とみられる局所的な短時間豪雨などにより大雨の頻度が増加しており、市域では水害に対する危険性が高まっている。

市南側の湖岸部における日最大 1 時間降水量の観測上位は 50.5 mm (2008/7/18)、50.0 mm (2015/6/21)、49 mm (2007/7/12、2017/7/17)、市北側の山間部では 57 mm (1990/7/24)、53 mm (1977/8/17)、51 mm (2005/8/13) の順となっている。

③ 積雪

市北側の山間部において、5cm 以上の最深積雪の日数が 65.8 日、100cm 以上の最深積雪の日数が 10.1 日あり、市北側の山間部は特別豪雪地帯に、その他市内の一部地域が豪雪地帯に指定されている。

山間部の最深積雪の平均値は、1月で79cm、2月で99cmである。近年においては、平成23年(2011年)1月31日に249cmという最深積雪を観測している。
(令和元年8月長浜市地域防災計画より)

【社会的条件】

1) 人口、世帯数

令和2年1月1日現在、人口117,892人、46,308世帯と、滋賀県内においては大津市、草津市に次いで第3位の人口を擁している。

2) 土地利用

平成28年度滋賀県統計書の土地利用種類別面積(評価総地積+非課税地積)で見ると、その他(25,840ha、約48%)が最も多く、次いで山林(15,301ha、約28%)、田(7,775ha、約14%)、宅地(2,711ha、約5%)、畑(979ha、約2%)の順となっている。

3) 産業

国勢調査の産業大分類別就業者数の割合で見ると、平成27年は第1次産業就業者数1,883人(3.3%)、第2次産業就業者数20,688人(36.0%)第3次産業就業者数34,883人(60.7%)となっている。

4) 交通

当市は、京阪神や中京圏からはおおよそ60km、北陸圏からはおおよそ100kmの圏内にあり、当市を中心とした湖北地域はJR北陸本線及びJR東海道本線、名神高速道路及び北陸自動車道路の結節点として、また国道8号、国道365号の主要幹線道路が存するなど交通の要衝となっている。

このような地理的位置関係、交通利便性を背景に京阪神や中京、北陸の経済圏域の結節点として、これらの圏域と強く繋がっている。

(3) 地域の災害リスク

【風水害】(洪水、浸水被害)

当市は、市域の東部・北部に山岳地、琵琶湖周辺部に低地部、その間を姉川、高時川、余呉川等の河川が琵琶湖へと流下しており、水害や浸水被害の危険がある。

① 大雨によって姉川、高時川、余呉川、天野川が決壊した場合、大水害の危険がある。

姉川上流に治水・河川維持用水目的の姉川ダムが建設され、草野川合流前までの中上流区間は集中豪雨時における流量調節効果が一定程度期待されるものの、草野川や高時川合流後の下流区間については現状でも水害の危険がある。(2.0m~5.0m、合流地点付近では最大で5.0m以上の浸水被害が想定されている。)

また、集中豪雨の発生頻度が全国的に高まっており、姉川ダムでも大きく想定を超える雨量になった場合はダム流入量と等しいダム放流量となり、中上流区間も決壊の危険は避けられない。

県が作成した姉川、高時川、余呉川、天野川の「洪水浸水想定区域図」では、市内の多くの地域で浸水被害が想定されている。

② 市内の中小河川は、流域が小さく上流域で降った雨水の到達時間が短いため、雨足が強くなると直ちに水位が上昇する。これによって市内の中小河川が増水し、低地区域で浸水被害が発生する危険がある。

③ 大雨が続いて琵琶湖の水位が上昇した場合、琵琶湖岸沿いの低地部において浸水し、農地や家屋に浸水被害が発生する危険がある。

【土砂災害】

市域東部、東北部及び北部の山地部には、土石流危険溪流（280箇所）や急傾斜地崩壊危険箇所（193箇所）が多く分布しており、その一部は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく警戒区域や特別警戒区域に指定されている。大雨によって土石流やがけ崩れ等の土砂災害が発生する危険が極めて高い。山地・丘陵地の麓部で土砂災害が発生した場合、人命や家屋への被害が発生する可能性がある。

【台風】

滋賀県内における台風は、地理、地勢上台風の通過コースにより、発生する災害の様相が異なる。滋賀県に接近して西方を通過するときには暴風となりやすく、東側を接近して通るときは豪雨をもたらす水害が発生しやすい。

台風のコースと暴風雨との関係は、次の3つに大別される

- ① 北東進型 滋賀県にとって最悪の型で、次の特徴がある。
 - ・ 滋賀県の西の至近距離を北東進する大型台風は、特に暴風となる。
 - ・ 滋賀県の東の至近距離を北東進する台風は、特に豪雨をもたらす。
- ② 北西進型 北西進型は盛夏期に多く、雨台風となる。
- ③ 北上型 北上型は、一般に雨台風で、接近の度合いによっては雨も強い。

【豪雪】

西高東低の冬型気圧配置となり、北寄りの季節風が強くなると、日本海側、滋賀県北部でも大雪を降らせることがある。特に小さい低気圧が日本海を東進した直後によく降り、そのあと冬型気圧配置が持続すると積雪量は多くなる。

近年は昭和期のような甚大な大雪の被害は減ってはいるものの、平成23年の大雪では柳ヶ瀬で1月の降雪の合計が364cm、最深積雪が249cmを記録した。また、平成30年2月には北陸西部が大雪にみまわれ、3日にわたる国道8号線の車両立ち往生や、北陸自動車道路が通行止めとなったことで、福井県境から一般道を越えて南下してくる車両によって、市内幹線道路においても交通が麻痺する事態となった。

【地震】

当市で考慮すべき地震は、内陸活断層地震と近い将来発生することが予測されている南海トラフ巨大地震である。

先述のとおり当市における主な活断層は関ヶ原断層、醍醐断層、柳ヶ瀬断層であり、市域で大きな被害の発生した大規模な地震としては明治42年の姉川地震(M6.8)があり、これは柳ヶ瀬断層の南端付近で発生した。

被害想定によれば当市において最も大きな被害をもたらす地震は柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯による地震であり、市内の大部分で震度7の揺れが生じ、建物、人的被害が最も大きくなると想定している。

また、南海トラフ巨大地震の想定は震度6弱であり、市内の被害はそれほど大きくはないと想定されるものの、京阪神、中京の経済圏とつながりが強い当地域においては、交通網や市内事業者が関わるサプライチェーンへの影響など、経済的には看過できないほどの被害が生じるおそれがある。

【その他】

長浜市と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）に6つ

の原子力事業所が所在し、計 15 の原子力施設が設置されている。そのうち長浜市と隣接する敦賀市には、3つの原子力事業所が所在し、合わせて4つの原子炉が設置されている。滋賀県境から最も近い日本原子力発電株式会社敦賀発電所までの距離は、最短で約 13 km の位置関係にある。このため、原子力事業所における事故等での放射性物質の拡散の可能性、またそれに伴う大気、水、土壌汚染の危険性がある。

(令和元年 8 月長浜市地域防災計画より)

(4) 商工業者の状況

1) 市内商工業者数 (商工会エリア)

	商工業者数	小規模事業者数	会員数
東浅井商工会	814	698	528
びわ商工会	184	172	163
長浜北商工会	939	821	597
合 計	1937	1691	1288

2) 業種別商工業者数 (商工会エリア)

	建設	製造	卸売	小売	飲食・ 宿泊	サ ー ビス	そ の 他	計
東浅井商工会	230	156	33	174	51	126	44	814
びわ商工会	35	41	8	36	15	38	11	184
長浜北商工会	254	103	30	241	72	197	42	939
合 計	519	300	71	451	138	361	97	1937

3) 業種別会員数 (商工会エリア)

	建設	製造	卸売	小売	飲食 店	宿 泊 業	娯 楽 業	娯 楽 業以 外	そ の 他	計
東浅井商工会	160	81	15	99	34	5	1	92	41	528
びわ商工会	35	41	3	34	3	2	0	29	16	163
長浜北商工会	207	79	10	122	30	16	2	97	34	597
合 計	402	201	28	255	67	23	3	218	91	1288

(5) これまでの取り組み

1) 当市の取組

・地域防災計画の策定

災害に強いまちとするために、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的な方向性を示し、計画的に防災施策を推進することを目的に策定し、毎年改訂を行っている。

- ・防災推進員研修会及び災害図上訓練の実施
地域防災リーダー育成のための「防災推進員研修会」、各自治会単位での危険箇所や避難経路を住民自身で考えていただく「地区防災マップ」づくりの「災害図上訓練」を毎年実施している。
- ・防災訓練の実施
多くの市民に参加いただく形で、「総合防災訓練」や「原子力防災訓練」といった大規模な訓練を毎年実施している。
- ・防災出前講座の開催
災害対応への正しい知識と行動を自治会単位で学ぶ機会として「防災出前講座」を開催している。
- ・草の根防災体制育成事業補助金の交付
自主防災組織の育成、防災備品及び資機材の整備に要する経費の一部補助として、自治会に補助金を交付している。
- ・災害用物資の備蓄
災害に備え非常食や資機材等を防災倉庫に備蓄している。
備蓄している物資の例：飲料、水、食料、毛布、日用品セット、生理用品、紙おむつ、簡易トイレ、発電機、投光器等

2) 当会の取組

- ・商工会危機管理マニュアルの策定
危機発生に備えた対策や危機発生時の対応及び、危機発生時における被害状況把握のための、共有様式マニュアルを策定し、毎年改訂を行っている。また、今回新たに商工会災害システム利用手順を追記した。
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
事業者BCPのメリットを説明し、単なる緊急非常時に、事業を継続・早期復旧することだけでなく、平常時においても、自社の経営の実態を把握することにより、日々の経営管理を再確認したり、取引先や銀行等からの評価や信用が高まり、企業価値の向上につながる事を周知説明を実施。
- ・滋賀県共済協同組合と連携した火災共済・休業共済への加入促進
滋賀県共済協同組合と連携し、被害状況に応じた共済（普通火災共済・総合火災共済・新総合火災共済・地震危険保障特約）の推進と、作業所や店舗などが災害に遭い休業を余儀なくされた時の利益を補償し、事業所の事業再開を応援する、休業対応応援共済の推進。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進す

るノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

災害にかかる被害報告についての現状は、商工会で取りまとめて、市に随時報告しているが、すべての情報を把握できているわけではなく、市への報告事例も被害が顕著であった事業所、当会職員が巡回で確認できたものなどにとどまっている。平成30年度には台風21号による暴風で建物被害や停電が生じており、商工会と市において被害情報の情報共有を図ったものの、件数も多く被害状況の全体把握や一貫性のある情報収集ができなかった。

長浜市地域防災計画においては、災害時に商工会と市が連携する方法については、防災関係機関の実施責任と処理すべき業務として「災害時における物価安定についての協力」「災害救助用及び復旧物資の確保についての協力」との定めのみとなっており、災害後については、第6章の災害復旧計画において、商工業の再建支援のため「被災により事業活動に支障をきたしている市内商工業者に対し、速やかな被災状況の把握と資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供等の実施を通じて経営の安定・再建を支援する」こととしている。

市と事業所間においては、災害時に速やかに応急対策活動を実施するため、個別の応援協定の締結を行っている。応援協定の内容には、災害時応援活動に関する協定や、応急生活物資の供給に関する協定、災害時の宿泊施設の提供と福祉用具の供給、井戸水の利用、医療救護活動など多岐にわたる。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 地区内小規模事業者に対し、BCP策定支援や必要な保険契約に関する情報提供を行う。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。また、事業所の被害状況について、共有する情報レベルの統一を行う。
- ・ 発災後速やかな再建支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年4月1日～令和7年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 当市地域防災計画においては市民及び事業者は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄など、自ら災害に備えるとともに、市その他防災関係機関が実施する防災訓練への参加、過去の災害教訓の伝承等により、防災活動に協力することとされている。

また、市内の一定地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業所は、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

当会においては、物価安定に向けた対策を進めるとともに、災害救助用及び復旧用物資の確保を進める。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 当会は、巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 当会と当市は、会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 当会は、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について支援及び助言を行う。
- ・ 当会は、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、平成24年に滋賀県商工会連合会の指導のもと、東浅井商工会・びわ商工会・長浜北商工会が商工会危機管理マニュアルを策定し、令和2年1月には、商工会災害システム利用手順を追記し改定した。（別途）

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ滋賀県共済組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや火災共済の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・ 広域的な災害に対する支援は、市域における連携した取組を行うことができるよう長浜商工会議所、当会、当市が連携のための取組について平時から協議を行う。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認。
- ・ 当会と当市で事業継続力強化に向けた協議を実施し、状況確認や改善点等について

協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（本市で最も大きな被害が発生すると想定されている柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯を震源とするマグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当会と当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の際は、人命救助が第一であることは言うまでもない。当市は勤務時間内外に関わらず、市内の被害状況を確認し、災害の態様に応じて災害対策本部（災害警戒本部）（以下「市本部等」という。）を設置し、避難所の開設他、各種応急対策等を実施することとしている。

当会においては、下記の手順で市内事業所の被害状況の把握に努めるとともに、市本部等と情報の共有等に努め、連携して対策を進める。

1) 応急対策の実施可否の確認

当会と当市は発災後即座に職員の安否報告を行う。この確認に合わせて可能な限り被害情報を収集するよう努めるものとする。

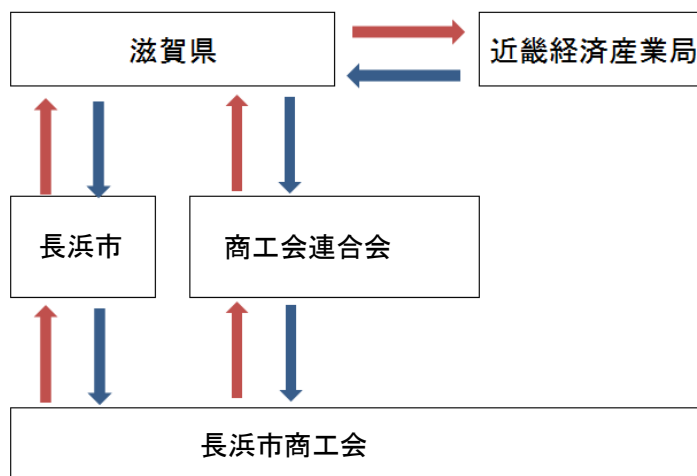
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・発災後、当会においても速やかに各職員が勤務場所に参集し、市内商工業者の被災状況の把握に努め、市本部等に被害状況を報告し、市本部等の要請に基づき応急対策を進める。
- ・当会は、市本部等の要請が無い場合においても、市内商工業者の被害情報の収集を行い、市本部等との情報共有に努める。
- ・当会職員自らが被災し、応急対策ができない場合は、参集可能な職員において大まかな被害状況の確認を行い、速やかに市本部等との情報共有を図る。

< 3. 発災時における連携協力・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および連携協力を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防ぐため、被災地域での活動は安全が確保される範囲内で実施する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当市より県へ報告する。
- ・当会は、商工会災害システムを使用して滋賀県商工会連合会に情報を報告し、連合会を経由して県に情報を提供する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当市とで相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

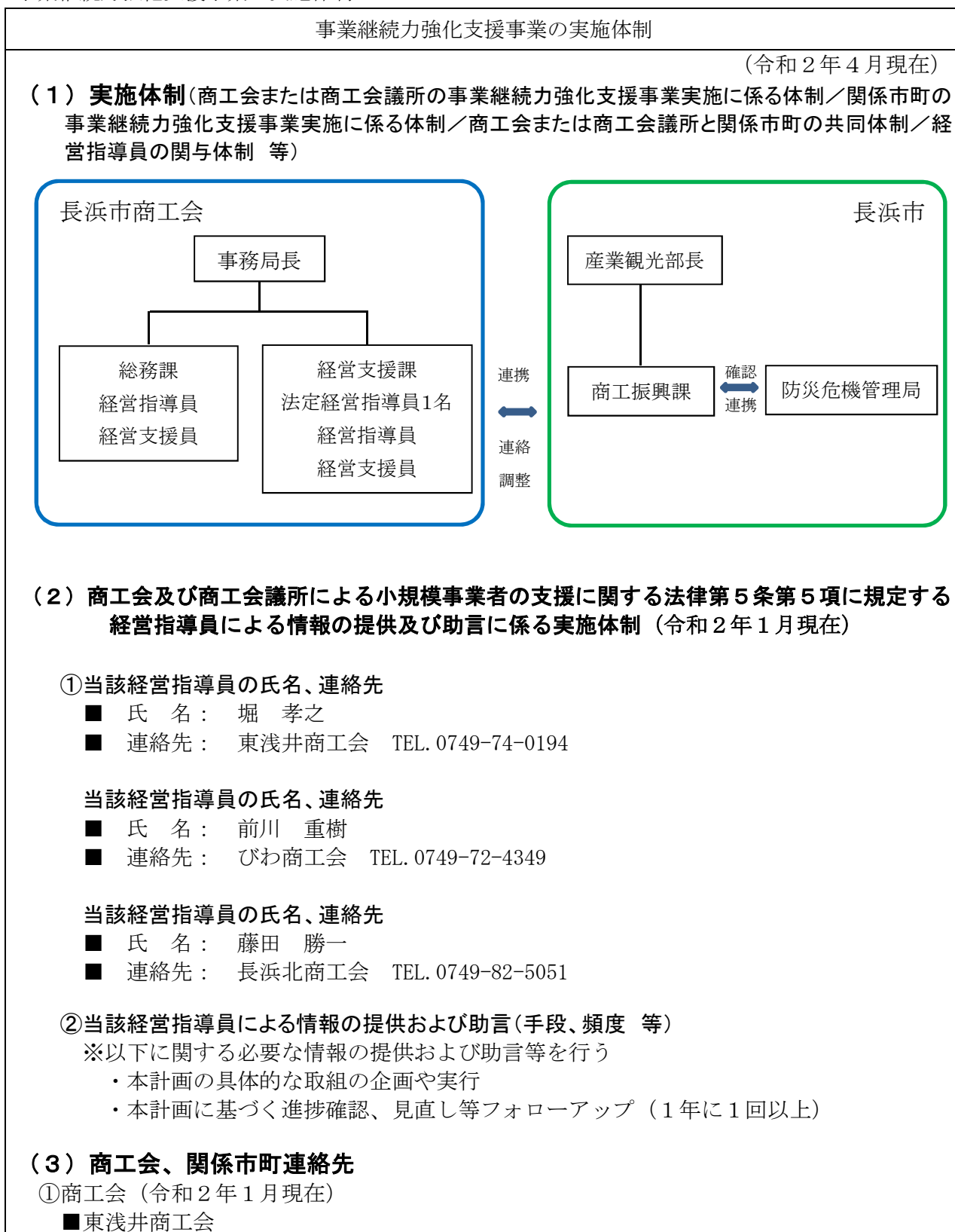
< 5. 地区内小規模事業者に対する再建支援 >

- ・滋賀県の方針に沿って可能な再建支援の方策を選定し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当市は被災小規模事業者の被害状況を調査し、再建のための資金需要を速やかに把握する。
- ・当市は被災地を管轄する金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続の簡素化や迅速化及び貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するように要請する。
- ・当会と当市は連携して、国、県及び日本政策金融公庫等が行う金融の特別措置について中小企業者に対して周知徹底を図る。
- ・当市は県と連携して、関係金融機関に対し融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予等について弾力的な対応を要請するとともに、「経済変動・災害対策貸付」、「セーフティネット貸付」等による融資が円滑に行われるよう必要な措置を執る。
- ・被害規模が大きく、当会、当市職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



〒526-0244 滋賀県内保町 2843 番地
 TEL. 0749-74-0194 / FAX. 0749-74-0287 / E-mail. info@higashiazai.or.jp

■びわ商工会

〒529-0102 滋賀県落合町 680 番地 3
 TEL. 0749-72-4349 / FAX. 0749-72-2511 / E-mail. info@biwasci.com

■長浜北商工会

〒529-0425 滋賀県長浜市木之本町木之本 1 9 5 2 番地
 TEL. 0749-82-5051 / FAX. 0749-52-3045 / E-mail. info@nagahamakitasci.net

②関係市町村

長浜市 産業観光部商工振興課

〒526-8501

長浜市八幡東町 632 番地

TEL. 0749-65-8766 / FAX. 0749-64-0396 / E-mail. syoukou@city.nagahama.lg.jp

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
広報周知費					
・セミナー開催等	50	50	50	50	50
・パンフレット作成等	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
滋賀県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

